

平成 27 年度 第 2 回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会(介護保険検討会)

日 時：平成 27 年 10 月 22 日（木）10 時 00 分～11 時 45 分

場 所：社会福祉センター 地下研修室

委員名簿（敬称略）			事務局出席者		
会 長	深沢 孝志	佐倉市社会福祉協議会	高齢者福祉課	課 長	上村 充美
副会長	瀬尾 潔	ボランティア団体	生きがい支援班長	主 査	渡部 友昭
委 員	劔地 平子	民生委員・児童委員	生きがい支援班	主査補	阿部 徳彦
〃	鳥塚 キミ子	高齢者クラブ	生きがい支援班	主任主事	里吉 奏子
〃	寺田 洋介	施設介護サービス事業者			
〃	大野 哲義	在宅介護サービス事業者			
〃	田代 和美	公募市民			

■委員欠席者： 2名 （劔地委員、鳥塚委員）

◆傍聴者： 0名

担 当	進 行
○高 齢 者 福 祉 課	<p>定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。  本日は、お忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 介護保険検討会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  本日の司会をさせていただきます高齢者福祉課の渡部でございます。よろしくお願いいたします。  会議に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第</li> <li>・ <u>資料1</u>平成27年度千葉県生活支援コーディネーター養成研修（第2回）資料抜粋</li> <li>・ <u>資料2</u>介護予防サービスの利用状況</li> <li>・ <u>参考資料</u>市内の生活支援サービスのリーフレット</li> <li>・ 高齢者を支える地域資源マップ2015</li> </ul> <p>以上でございます。</p> <p>それでは、ただいまより、第2回高齢者福祉・介護計画推進懇話会 介護保険検討会を開催いたします。  ここからは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第1項の規定を準用しまして、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
●会長	<p>規定によりまして、会長の私が会議の議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、委員の出席状況ですが、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第2項の規定を準用しまして「検討会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっています。</p> <p>本日、委員7名中5名と過半数が出席しておりますので、会議は成立しています。</p> <p>それでは、次第に沿いまして議事を進めます。  議事（1）生活支援体制整備事業について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
○高 齢 者 福 祉 課	<p>議長、よろしいでしょうか。生きがい支援班 里吉から生活支援体制整備事業について、ご説明します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、平成27年度千葉県生活支援コーディネーター養成</p>

○高齢者福祉課

研修（第2回）を受講してまいりましたので、その報告をさせていただきます。

資料1をお手元にご用意ください。

研修は、千葉県が実施主体となり、千葉県社会福祉協議会の運営により、平成27年10月14日と18日の2日間で開催されました。

佐倉市からは、志津北部地域包括支援センターの管理者と志津北部地域包括支援センター受託法人の職員、佐倉市社会福祉協議会（以下、「市社協」）の職員、そして、班長の渡部と里吉の計5名が参加しました。

他の市町からの参加状況としては、参加人数が42名、そのうち約半数が社会福祉協議会の職員で、その他、株式会社の方、NPO法人の方、地域包括支援センターの職員、社会福祉法人の職員等、顔ぶれは様々でした。

なお、コミュニティソーシャルワーカーの研修の受講者からは、研修内容は同様であったと話がありました。

また、多くの研修資料が配布されましたが、本日は、その一部を紹介させていただきます。

内容といたしましては、資料1の1頁にもありますとおり、1日目は、「生活支援コーディネーターと協議体に期待される役割」、「高齢者の生活支援ニーズと生活支援サービスについて」、2日目は、「高齢者に係る地域アセスメントの手法について」、「サービス開発の方法について」、いずれもグループ討議を交えた講義が行われました。

資料11頁にある、生活支援コーディネーターの活動の理念ですが、大きく3つのレベルに分けられ、

1つ目は対個人：利用者への支援やサービスの質に関する理念、2つ目は対地域：地域の福祉力の形成に関する理念、3つ目は対制度：地域社会の持続可能性（将来の介護保険制度等）に関する理念になります。

この活動理念を、生活支援コーディネーターや協議体のみならず、利用者や提供主体、行政職員等、サービスを活用・提供・推進する立場の人々にも共通に理解されるように、生活支援コーディネーターや協議体から働きかける必要があるとのことです。

生活支援サービスとは、①介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）として提供されるサービス、②総合事業に含まれない住民主体のサービス、③民間企業による市場のサ

○高齢者福祉課

ービス、④市町村が行なう独自事業から成り、総合事業として提供されるサービスだけではないとのことです。

なお、前回の検討会で、生活支援コーディネーターの目的は総合事業の体制を整備することになるのか？という質問が委員からあり、市で「そうではない」とお答えいたしました。この研修では、まずは、総合事業の体制の整備（予防給付に代わる受け皿を作ること）を行政と一緒に実施していくことが当面の目的になるとのことでした。

次に、13頁の上段 予防給付の見直しでは、ヘルパー等の専門職が行っていた訪問介護や通所介護を専門職が行なう部分とそうでない部分を政策的に分け、専門職以外の生活支援の部分は、住民参加型で、担い手にボランティアを組み入れていこうとするもので、まずは、全体の量の把握を行政と生活支援コーディネーターで行い、それぞれの市町村の形に落とし込んでいく必要があります。

資料14～16頁には、国が示した類型が示されていますが、16頁下段、全ての既存サービスを総合事業に組み込むのではなく、行政と担い手双方の協議の中で、総合事業に位置づけるか等、調整していくことが必要とのことでした。

続いて、生活支援コーディネーターと協議体の役割ですが、こちらの説明については、前回の検討会で説明をさせていただきましたとおり、国資料に基く説明で、配布資料の18、19頁に記載のとおりです。

次に、20頁以降にあります、現在の介護サービスの状況と、この度の改正介護保険法が目指す方向について説明がありました。

20頁の下段に「介護サービスは一方通行？」とあります。介護保険のサービスは、法の理念では、自分でできることは自ら行うこととしていますが、実態としては、一度介護認定を受け、サービスを利用して回復するとサービスが受けられなくなり、不利と考える方もいます。また、現状の地域活動は、元気な方が主であり、介護認定を受けたら引退することが多く見受けられる実態があるという説明がありました。

次に、21頁の上段と下段ですが、介護保険法改正が目指す方向は、支える側と支えられる側の垣根を取り払い、これまで、元気な方を対象とした福祉活動を虚弱の方も参加できるようにし、社会参加することに価値を置き、そして福祉サービスは重度者へシフトするというものです。

○高齢者福祉課

次に、22 頁下段に記載のある生活支援体制整備事業は、従来の地域福祉（元気で社会的でなければサロン等に参加できない・支援が必要になった途端に支援されるだけの立場に追いやられる（地域での役割・居場所を奪われる））の延長ではなく、事業の目的が高齢者の社会参加であり、高齢者をそれぞれの地域の人材とし、従来の地域福祉と連携していくことが重要になるとのことです。

次に、23 頁の上段ですが、多くの高齢者に継続的に社会参加していただくためには、高齢者が少々のお金を稼げるような仕組みも検討する必要があるとのことです。

続きまして、2 日目の研修では、高齢者に係る地域アセスメントの手法について講義がありました。講師は、現在、日本社会事業大学の准教授でコミュニティソーシャルワーカーの研修の講師も担当されている菱沼先生でした。

2 頁上段、地域アセスメントの方法は、①生活支援ニーズの把握、②社会資源の把握という 2 つの要素があります。

生活支援コーディネーターとして、高齢者の生活支援に活用できる地域内の社会資源を把握することにより、関係者のネットワークづくりやマッチングが可能となり、さらに住民ニーズを把握することにより、今後どのようなサービスが必要なのかが見えてくるとのことです。

地域アセスメントの実施については、生活支援コーディネーターと協議体が協働し、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどが既に行っているものがあることから、生活支援コーディネーターや協議体が中核となり、そうした情報を踏まえた上でさらに必要なアセスメントを他機関と協働で行っていくとのことです。

生活支援コーディネーターとして、把握しなければならない生活支援ニーズは、要支援認定者、介護予防・生活支援サービス事業対象者のみならず、そこまで至らない見守りや声かけが必要な全ての高齢者の生活ニーズの把握が必要となり、特にこれまでの介護予防サービスの訪問介護や通所介護を利用していた方々のニーズを把握することが重要とのことです。

このような高齢者について、①全体人数把握と地区別人数把握、②介護予防サービスの利用状況の把握、③生活ニーズの把握が必要となります。

これらを把握するための主な方法としては、①個別事例の収集と分析、②行政資料の活用、③アンケート・ヒアリング調査、

○高齢者福祉課

④戸別訪問、⑤住民座談会の方法の紹介がありました。

また、サービスの新規開拓となれば、ニーズもただ必要というだけではなく、例えば移送サービスについては、何曜日などの時間に、どこまで行くなど、掘り下げたニーズを確認し、分析をする必要があるとのことでした。

2日間の研修内容の抜粋は以上でございます。この事業を佐倉市の状況に応じた方法で展開するため、10月下旬に、この研修を受講した5名で、佐倉市の生活支援体制整備事業の進め方について、打合せを行う予定です。

また、最後に、既に生活支援コーディネーターと同様の活動をしている社会福祉協議会との関係について質問をしたところ、社会福祉協議会は、子どもから高齢者までを対象に、幅広く地域福祉（まちづくり）を行う機関であるが、生活支援コーディネーターは、介護保険制度の中で、主に高齢者を対象とした、地域福祉（まちづくり）になる。双方の取り組みは重なる部分があるため、それぞれが役割分担をしてより良い地域づくりを推進していく必要があるとのことでした。

前回の検討会において、皆様からご意見をいただき、佐倉市は生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに位置づけていくという方向性をお示しさせていただきましたが、宮城県仙台市でも生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置するとのことでした。その仙台市では、従来からの地域福祉を行う社会福祉協議会と、生活支援体制整備事業を行う地域包括支援センターが各々の役割を明確にするため、行政・地域包括支援センター・社会福祉協議会で合同研修等を実施しているそうです。

佐倉市においても、仙台市同様に合同研修等を活用し、各々の役割を明確にし、協働していきたいと考えております。

説明は以上です。

●会長

ありがとうございました。何か質問等ございますか。

●A委員

今回の研修は、主に日常生活圏域に設置される第2層の生活支援コーディネーター向けの養成研修になりますか。

○高齢者福祉課

はい。ただし、研修内容は市域を対象とした第1層の生活支援コーディネーターの研修も第2層の研修も同様であるとのことでした。

<p>● B 委員</p>	<p>地域包括支援センターの社会福祉士に生活支援コーディネーターになってほしいと思う反面、生活支援コーディネーター養成研修から求められる内容は、コミュニティソーシャルワークになります。地域包括支援センターの職員は、介護保険制度に基づき業務を行っているので、現在は、コミュニティソーシャルワーカーという感覚を持って業務を行っていません。このため、これまでと違う質のことが求められることになります。そのことを、生活支援コーディネーター養成研修等の研修受講で気づける人、それを実践できる人は少ないのではとの思いもあります。地域包括支援センターの職員には、これまでにないこと、質のことが求められますので、コーディネーター養成研修に加え、先ほど説明にもあった合同研修の実施や、コミュニティソーシャルワーカーとして良い活動をしている市社協職員の事例（動き・やり方）を提示していただく必要があります、それがないと難しいと思います。生活支援コーディネーターの配置という形だけにならないように、それぞれが上手く能力を発揮していただけるよう、その取り組みとして、全体の研修やフォローアップ研修、ステップアップ研修が必要と考えます。</p> <p>佐倉市の方法がモデルになればよいと思います。</p>
<p>○ 高齢者福祉課</p>	<p>研修の中では、生活支援コーディネーターについて、あまり玄人感覚が鋭く、規制概念にとらわれる人より、場合によっては素人の目線が入った方が、時に様々なしがらみを超えたアイデアが出る場合もあるというお話もありました。</p>
<p>● B 委員</p>	<p>それは、単に資格を取っただけで、実地を経験していない人を指して言っているのだと思います。やはり、ネットワーク構築においては、玄人である必要があるし、様々な関係性を見たらうで判断することになると思います。</p>
<p>● 会長</p>	<p>前回の会議では、来年度に佐倉市はモデルとして、地域包括支援センターが生活支援コーディネーターと協議体の取りまとめをしていくといった方針が示されていますので、それと比較してご意見をいただければと思います。</p>
<p>● C 委員</p>	<p>地域包括支援センターの業務は益々増加していきませんが、その費用や、総合事業のサービスの費用の財源はどの様になりますか。他市のように、総合事業の担い手に介護保険事業者もな</p>

○ 高齢者福祉課	<p>っていくでしょうから。</p> <p>財源については、地域包括支援センターの運営に係る基本的な経費に関するものとは別に、総合事業に係る経費と生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターと協議体）に係る経費に関する財源があります。生活支援コーディネーターと協議体に係る経費については、佐倉市の規模では、2,800万円の財源の中で賄うこととなります。2,800万円の内訳は、第1層（市全域）に800万円、第2層（日常生活圏域）に400万円ずつ（400万円×5圏域）となっています。</p>
● C委員	<p>総合事業の単価は、どこで決定しますか。</p>
○ 高齢者福祉課	<p>単価につきましては、市で単価案を提示する中で、当懇話会で、意見をいただきながら決定していくこととなります。</p>
● C委員	<p>ボランティアグループ等がサービスを実施する際の費用は、どこから捻出することになりますか。</p>
○ 高齢者福祉課	<p>総合事業として位置づけられたサービスについては、地域支援事業費から、そうでない部分は独立した事業展開をしていただくこととなります。総合事業への位置づけにつきましては、当懇話会や協議体で検討し、市で決定していくこととなります。</p>
● C委員	<p>地域包括支援センターの業務増分（生活支援コーディネーターと協議体）については、この2,800万円の財源の中で対応していくことになりますか。</p>
○ 高齢者福祉課	<p>はい、そのとおりです。</p>
● D委員	<p>要支援者の受け入れが今後変わっていく中で、事業所のインフラ、例えば、日曜日のデイサービスの休みの部分等を有効に使っていただければと考えているところです。事業者としては、是非協力していきたいと思っています。</p>
● C委員	<p>それは素晴らしい考えですね。</p>

● A 委員	今の地域包括支援センターの体制で、単純に仕事が増えるということではないですよ。
● C 委員	<p>介護保険以外の仕事が増えることになりますよね。</p> <p>介護保険サービスであれば、法令で決まりがあり、その中で対応すればよい訳ですが、資源開発はそうではないです。業務の負担も増えますし、誰でもできる仕事ではないですよ。</p> <p>そうすると、現在介護保険の仕事だけで手いっぱいなのに、コミュニティソーシャルワークまで求められると、既存の職員で対応ができるのかという心配もあります。</p>
● B 委員	<p>先ほどの400万円の予算では、専門職を雇えるとは思えないし、非常勤が入ってできる業務ではないと思います。</p> <p>介護保険とは違う考え方で動くことができ、全体的なことが把握できている社会福祉士や管理職がこの業務を行うために地域包括支援センターの業務から抜けなければならないと思います。</p>
● C 委員	市社協と地域包括支援センターの職員が常に連携するような会議体をやっていないと、ニーズの掘り起こしができていけないと思います。
○ 高齢者福祉課	地域包括支援センター受託法人と協議をする中で、資格有りです、更にキャリアがないと無理だろうという声もあります。
● B 委員	キャリアがあれば、地域で話しを聞いてくれると思いますが、資格を取得して1年目の職員や、非常勤職員では、話も聞いてもらえないと思います。
○ 高齢者福祉課	地域福祉を長年担ってきて、これからも担っていくためには、市社協と連携していく必要があると思っています。地域包括支援センターとしては、新規事業になりますので、これまでの経験やノウハウを教示してもらえば必要があると思っています。
● B 委員	そうですね、ノウハウを貰いながら、見る方向を変えていく必要もありますね。この業務が軌道に乗るまでは、確実に地域包括支援センターの業務量は増えますね。

● C委員	各法人の理事長や施設長等と話は出来ていますか。
○ 高齢者福祉課	はい、できています。
● A委員	先ほど、事務局からの説明の中で、研修受講者で話し合いを持つとのことですので、その中で平成28年度の役割分担ができるかを詰めていただきたいと思います。市社協としても、恐らく仙台のような形で、今までと同様に社協事業をしながら、この事業に関わっていくことになると思いますので、より良い役割分担が大事だと思います。その辺について、事務局を中心に詰めていただきたいと思います。
● 会長	続きまして、議事（2）介護予防・生活支援の体制について、事務局より説明をお願いいたします。
○ 高齢者福祉課	<p>議長よろしいでしょうか。引き続き、里吉が説明させていただきます。</p> <p>資料2「介護予防サービスの利用状況について」をお手元にご用意ください。</p> <p>こちらの資料は、地域包括支援センター（一部居宅介護支援事業所）が介護予防サービス計画を担当する方のうち、平成27年8月のサービス利用者のデータを基に作成しています。</p> <p>最初に、①介護予防サービスの利用者数になりますが、こちらは、平成27年8月に何らかの在宅の介護予防サービスを利用した方の人数になります。</p> <p>続きまして、②は利用の多い介護予防サービスになります。どの圏域においても、通所介護と訪問介護と福祉用具貸与の利用率が圧倒的に多く、特に通所介護の利用率が高くなっています。</p> <p>③は利用の多い組み合わせですが、通所と訪問と福祉用具の利用が圧倒的に多いため、必然的にその3つの組み合わせが多くなっています。</p> <p>2頁をご覧ください。今回、介護保険法の改正により予防給付から総合事業に移行される訪問介護と通所介護の利用目的を分析してみました。こちらは、先ほど、1頁でお示ししました、サービス利用者の介護予防サービス計画（ケアプラン）から、何を目的にそれぞれのサービスを利用しているのかを、抜き出</p>

○高齢者福祉課

した結果になります。この状況については、国においても、介護予防訪問介護の利用者は、掃除の代行や買い物の代行、ゴミ出しなどの利用が、専門職が行なわなくとも地域住民の支援で対応できると、説明がありましたが、佐倉市の状況も同じで、訪問介護の利用目的で圧倒的に多いのが、掃除の代行、いわゆるトイレや浴室、床ふき、掃除機かけなど、できない所の掃除、ゴミ出し、買い物の代行が多いことが分かりました。なお、一部ではありますが、入浴の介助等、いわゆる身体介護を目的とした利用もありました。また、訪問介護においても、訪問介護員との会話・コミュニケーションを目的とした利用者が多く見受けられました。

続いて、3頁、通所介護の利用目的です。左から運動器機能維持・向上訓練、運動体操の場の提供、運動・体操の指導、歩行訓練については、介護予防サービス計画の書き方に相違があったため、きちんと拾えていないところもありますが、運動の場を求めた利用者がもっとも多く、続いて、他者との交流・会話・仲間づくりのための利用者が多い状況でした。また、自宅において、1人で入浴することに不安があり、誰かがいるところでの入浴を希望した利用者も多くいらっしゃいました。サービス利用の状況はこのようなところでしたが、続まして、参考資料をお手元にご用意ください。

こちらは、市内の地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」）で実施している、支え合い活動になります。市内には、14の地区社協がありますが、訪問型の支え合い活動を行なっている地区社協が5つございます。また、今年度中、もしくは来年度早々に、3つの地区社協でも開始予定であると聞いております。支援の内容は、地区によって若干異なりますが、どこの地区も地域の中で、支援する協力員と支援を受けたい利用者を募り、地区の調整役がそれらを結びつける、コーディネートをしています。近隣の市町村をみても、このような体制はなく、特に総合事業を開始する上での佐倉市の強みであると思います。この地区社協の取り組みを総合事業にあてはめると、訪問型の住民主体の取り組みでB型になるため、地区社協に状況の確認に伺いました。悩みや今後の展開等は様々ではありますが、共通して言えることが、利用希望者が本当に支援の必要がある状態なのかを見極め、決して便利屋さんのような支援は行っていないところです。利用の申し出があれば、コーディネーターが自宅に出向き、状況の確認をした上で、適否について決定してい

○高 齢 者 福 祉 課	<p>て、断る判断は、代替のサービスの有無だそうです。家族や、民間サービス、シルバー人材センター、介護保険サービスで対応できるような場合は、お断りしているとのことでした。</p>
●会長	<p>説明ありがとうございます。それでは、委員の皆様から佐倉市の生活支援サービスについて、どのようなサービスができるかというご意見をいただきたいと思います。</p>
●E委員	<p>私は、スマイルサービスの協力会員ですが、現況の地区社協の生活支援サービスについては、利用者が年々増加しており、よく見ると、同一利用者が繰り返し利用するケースも見受けられます。</p> <p>年々サービスの種類も増え、猫の面倒を見たりするという内容もあります。大したことではないと思うことでも、本人にとっては大事なこともあります。</p> <p>また、コミュニケーションを目的とした利用者も多くいます。サービスの原則は、プロが出来る内容は行いません。地域包括支援センターから依頼が入ることもあります。</p> <p>まだ顕著に現れていませんが、コーディネーターが固定化してしまっていること、ボランティアそのものが高齢化し、継続していくためには、違うアイデアがないと難しくなると思います。</p>
●A委員	<p>市社協として、スマイルサービスは佐倉市の支え合い活動の老舗でして、そこから、各地区で立ち上げが進んでいる状況です。社協としては、今後3年間を目途に、市内14の地区社協に生活支援サービスを設置したいと考えています。</p>
●B委員	<p>世代交代は本当に難しい課題です。今いる人がサービスを立ち上げても、2年3年と経過した後に、引き継ぐ人をどうするのかと非常に懸念しています。</p> <p>実際にサービス提供者から直接聞いたところ、ボランティアが提供する安いサービスであっても、サービス提供には責任が伴い、また責任をもって提供しているので辛いこともあるし、現状、手いっぱいまわしているとのことでした。このことから、佐倉市に地区社協が実施している、このようなサービスがあることは宝だし、強みでもあると思います。しかしながら、このことを踏まえると、容易にサービスが沢山できるのは心配だし、</p>

<p>● B 委員</p>	<p>どこをサポート会員としていくのか、サポート会員として誰に声をかけていくのか非常に心配な面もあります。</p> <p>また、資料をざっとみて、訪問介護 38 項目のうち、17 項目は確実に介護保険でなくていいと思いました。買い物の付添、入浴の見守り、健康状態の確認とか簡単な見守りであれば、素人の見守りでも良いわけだし、場合によってプロが入った方が良い支援と半々くらいの状況ではないかと思いました。</p> <p>さらに、公共料金の支払い代行などは別サービスの方が良いと思いましたので、介護保険以外の事業者は必要だと思います。</p> <p>ただ、地区社協の世代交代が全地区でスムーズにいくのか、その辺りの見通しはいかがですか。</p>
<p>● A 委員</p>	<p>地域福祉（地域づくり）の視点から、B 委員のご意見のとおりで、ボランティアは、そもそも、やらなくてはいけないという大きな前提のもとではないことが基本だと思います。</p> <p>このことから、地区社協の支え合い活動を総合事業に位置づけ、一定の質と量を担保し、その分の対価を得て、継続的に責任を伴って、日常生活の余力をボランティアに充てると考えると、日常の生活を削るというのでは、長続きはしない、というか成り立たないと思います。そういったことを前提として、総合事業を補完する形で住民が支える一つの資源としてあるという位置づけが望ましいと思います。</p> <p>そのようなことを踏まえ、地域包括ケアシステムの一端を担っていくにはどうすればよいのかということですよ。</p>
<p>● B 委員</p>	<p>ボランティアは責任感を持ってやっているのだから、自分の事務量が手一杯でも、次のあてを付けたくなくなります、あてがなく、困っています。</p> <p>また、無償ではなく、サービス提供者に、少額でも良いから費用を用意できれば、負担感に見合い、励みになることもあります。</p> <p>この事業に限らず、世代交代が難しいので、若い層をどう取り込むか、仕事をしている世代をいかに取り込むかが大きな課題ですよ。</p>
<p>● A 委員</p>	<p>世代交代はすごく重要ですよ。また、高齢者が社会参加することで、高齢者が高齢者を支えるという国が目指しているモデルにもなると思います。そういった視点を踏まえて、生活支</p>

● A 委員	援コーディネーターが協議体を利用して、地域づくりをしてい かないといけないと思います。
● E 委員	<p>ユーカリが丘地区社協のスマイルサービスがモデルとなり、 各地区で同様のサービスが開始されているが、本来は、地域の 状況に差異があるのに、画一的なサービス提供が行われている 現状がある。これには無理があるので、必ずしも同様のものに しなくてもよいのではないかと感じているところです。</p> <p>また、サービス提供者からは、有償サービスであることにつ いて、たとえ少額でもお金がもらえれば、とてもうれしいとい った意見もある状況です。</p>
● A 委員	<p>根郷・和田・弥富の地区社協で問題になっているのが、需要 調整がどうなのかという点です。また、訪問型サービスより移 動支援に関するニーズが多く、三地区合同で、そのニーズに対 応するようなサービスの展開を検討しているようです。</p>
● 会長	<p>地区社協の支え合いサービスありき、というわけにもいかな いでしょうから、ほかにも何か新しい提案等はないでしょうか。</p>
● B 委員	<p>江原地区で、臼井の地区社協か、自治会かどうか分かりませ んが、ほぼ毎日のように高齢者の集まりがあるようです。この ことから、このエリアにお住まいの方は、通所介護サービス を利用しなくてもよいとのこと。これもひとつの事例になると思 います。このような取り組みが各地区に広まることも、高齢者 の集いの場になると思います。もちろん、この地区でできたか ら、他の地区でもできるということではありませんが。</p>
● E 委員	<p>例えば、資料の地域資源マップの 51 頁にある、「さんぽみち」 「ほっとクラブ」などはボランティア団体がサロンをやってい ます。同様に 49 頁の「いきいきサロン」、「100円喫茶」など は、サロンや歌声喫茶をやっています。</p> <p>ただ、地区によっては、やはり人が集まらない。協力員が高 齢者になって解散するケースもあります。また、本人の高齢化 以外に、親の介護が原因で解散するケースもあります。</p>
● B 委員	<p>サービスを作っても、続けていく難しさがありますよね。</p>

● A 委員	例えば、シルバー人材センターの活用について、行政としてはどのように考えていますか。
○ 高齢者福祉課	シルバー人材センターでは、法人の事業として参画を考えているようです。また、地区社協が行う支え合いサービスについては、各地区に聞き取りをさせていただいたところ、公的なサービスに位置付けると様々な制約を受けることになり、独自に実施しているのに、自由度が下がることを懸念されている状況もあるので、あくまで社会資源として紹介していく形にするか、また、その逆で、団体によっては公の支援が無いのかという声もありますので、今後、整理をしていく必要があると考えています。
● A 委員	<p>一件あたりの単価設定をするのではなく、活動自体の運営補助をする等の方法もありますよね。</p> <p>ただ、利用者は、ある程度質・量が担保されないと安心感はないですね。</p>
● C 委員	<p>ボランティアによる提供では、やはり担い手が問題だし、事故対応が難しい。ボランティア団体はあくまでボランティア団体であって、責任問題・補償問題があるので、NPO法人等を設置して対応していく方が好ましいと思います。その際の立ち上げ部分に費用が出れば良いと思います。</p> <p>だからといって佐倉市にそれだけの法人があるかという点も無いので、サービスの担い手については、非常に注視しています。</p> <p>ただ、2025年度が一つの山で、そこを超えれば高齢者人口は減って行くわけで、そういう点でも、サービスの担い手について非常に注視しています。</p> <p>昔は、軽度者は、早く元気になってゲートボールに行こうという声がありましたが、今は、デイサービスに一度行くと、もっと利用したいという方が多い状況にあります。</p>
● B 委員	それはありますね。
● E 委員	NPO法人にしていくということですが、例えば、地区社協の中にも、スマイルサービスを独立させていくという意見もありますが、実際サポーターは、ボランティア感覚なので、事業として考えていません

● E 委員	<p>ただ、移動のニーズに応えるためのサービスについては、ボランティアでは避けています。</p> <p>開始する場合、NPO法人もしくは、それ以上の組織でないと無理だと思えます。</p>
● C 委員	<p>バスの運転手や、タクシードライバーで、ボランティアは嫌だけど、運転するのは良いという方はいると思えます。そういった方に、お願いする方法を考えると良いと思えます。</p>
● B 委員	<p>佐倉市には、全員が介護ヘルパーをもっているタクシー会社はありますか。</p> <p>市川市だと結構いるのと、市内でのニーズも結構あるようです。</p>
○ 高齢者福祉課	<p>佐倉市には、1～2事業者あったと思えます。移動の支援を求める方の中には、タクシーを利用すれば良いが、低額で利用できるサービスという意味で求める方もいると思えます。</p>
● B 委員	<p>市社協で実施している移送サービスも、一度市社協に行っからなので費用が掛かってしまいますものね。</p>
● A 委員	<p>高齢者の移動のニーズは沢山あって、市社協が実施しているサービスは、道路運送法に乗っ取っているため、料金体系等条件付きで実施しており、場合によっては、タクシーより高くなる場合もあります。現在、本当に必要な方にサービスが提供できているのか検証をしています。今後、法律に乗っ取らずに、ボランティア的なものを含めて実施できる方法について、現在検討しています。また、総合事業との関係で、何か生み出せないか考えています。</p>
● D 委員	<p>市社協で実施しているサービスは、介護認定を受けた方が対象ですよね。また、サポーターの個人車両は、使用することが出来ないのですかね。</p>
● A 委員	<p>指定車両となります。だから、サポーターの車両を使った、もう少し距離・目的等の範囲を広げたサービスができないか、検討を始めています。</p>

● E 委員	市社協の福祉有償運送のサポーターとして手伝ってくれと言われても、いったん指定車両のある場所まで行く必要があるので、そこまでの協力は難しく、お断りしました。
● A 委員	自己所有の車両だと、個人の保険に頼ることになってしまいます。
● E 委員	そうするとすごく緊張しますね。
● A 委員	移動のサービスは、総合事業を検討するうえで非常に重要なことだと思います。
● D 委員	以前社会福祉法人の施設協議会で、社会福祉法人の地域貢献の一環として、事業に利用しない時間帯の車輛提供なども考えられるという話しができました。
○ 高齢者福祉課	例えば、介護状態ではなく、自立しているが、見守り付きの入浴サービスがあったら良いという意見がケアマネからあります。事故時の対応や感染症等のリスクもあると思いますが、施設運営側としてはいかがですか。
● D 委員	もちろん施設における人員の配置基準を緩和することが前提ですが、空いている時間帯での設備利用の協力は考えられると思います。次回の施設協議会で話しをしてみます。
○ 高齢者福祉課	その辺りは、協議していく中でうまく条件が合致すればということですね。
● D 委員	現状、障害者向けのサービスも提供しているので、全てのサービスの状況と合わせた上でのこととなります。
● A 委員	既成概念にとらわれることなく、トータル的に見るしかないですよ。また、施設であれば、機能も人材もプロですから、総合事業に組み込むことができれば良いと思います。
● 会長	こういった議論は、今後も実施するのでしょうか。

○高 齢 者 福 祉 課	<p>そうですね、もう少し事務局で精査したうえで案を提示させていただき、ご意見をいただきたいと思っています。</p>
●E 委 員	<p>今の地域包括支援センターでは、サービスが必要な人がどこにいるのか求めていかなくても、情報把握は出来ていると思います。</p> <p>また、民生委員は、一人暮らしの高齢者を外に連れ出すということを主目的にしていると思いますが、現在は、介護者を抱えている人が表に出てこない状況が多いのではないかと感じています。</p> <p>この様な人たちをいかに拾い上げていくのか、また、この人たちの受け皿は地域包括支援センターしかないと思います。</p>
●会 長	<p>本日の議事について、ご発言あるいは疑問等がございましたら、今お受けいたしますが、いかがでしょうか。</p> <p>もし、無いようでしたら、本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>なお、委員の皆様におかれましては、後日、何か良い考えなどがございましたら、事務局の高齢者福祉課までお寄せいただければと思います。</p> <p>その他でございますが、事務局より何かありますでしょうか。</p>
○高 齢 者 福 祉 課	<p>次回の検討会についてですが、11月下旬に開催したいと考えております。</p> <p>詳細につきましては、別途にご案内いたします。</p>
●会 長	<p>それでは、平成27年度第2回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会介護保険検討会を終了いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。</p>